

ブロック塀等撤去費補助制度のご案内

四日市市では、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者に対して、撤去費用の一部を補助する事業を行っております。

1. 補助対象となるブロック塀等

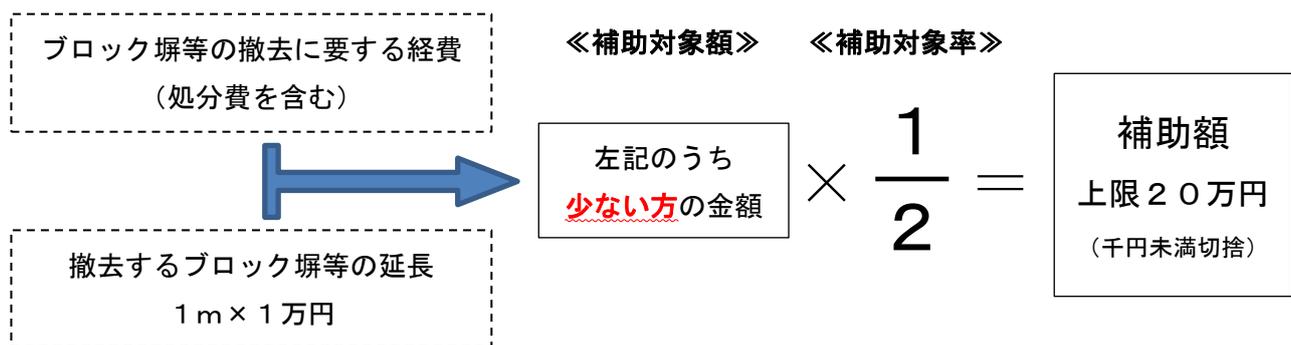
次の全てに該当するブロック塀等^{※1}を撤去する場合

- 道路等^{※2}に面するブロック塀等（注：隣地に面したブロック塀等は対象外）
- 道路等からの高さが1m以上かつ敷地の地盤面からの高さが60cm以上であるブロック塀等

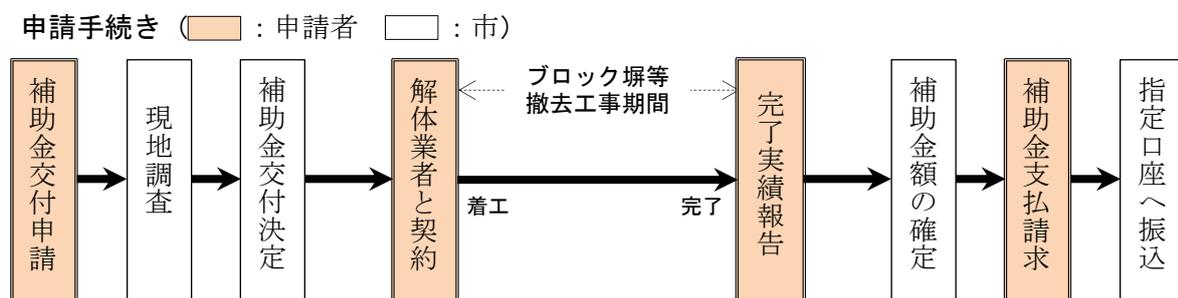
※1 「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック造又はれんが造、石造その他の組積造による塀及び門柱をいう。

※2 「道路等」とは、建築基準法第42条第1項に規定する道路、四日市市狭あい道路後退用地整備要綱第2条第1号に規定する狭あい道路、国、地方公共団体若しくはこれに準ずる団体が管理する道路又は一般交通の用に供している通路をいう。

2. 補助額



3. 申請から補助金振込までの流れ



※補助金交付決定前に契約したり、工事に着手した場合には、補助金が受けられなくなります。

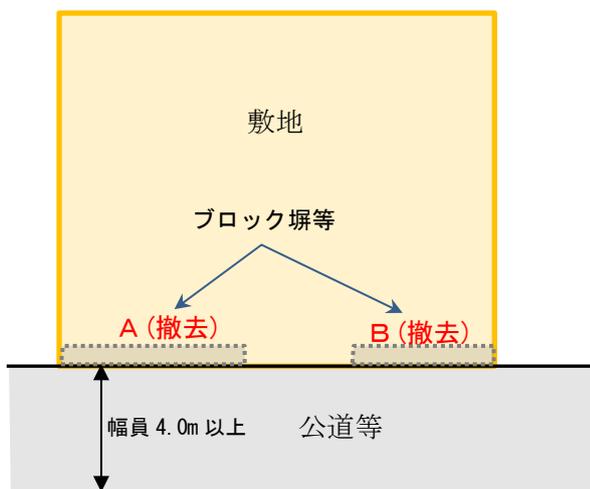
※補助金交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や工事を中止する場合には、当該年度の1月20日までに計画の変更又は中止の手続きが必要となります。

※当該年度の3月20日までに工事を完了し、完了実績報告を提出しないと、補助金が受けられません。

4. 補助対象と対象外の例

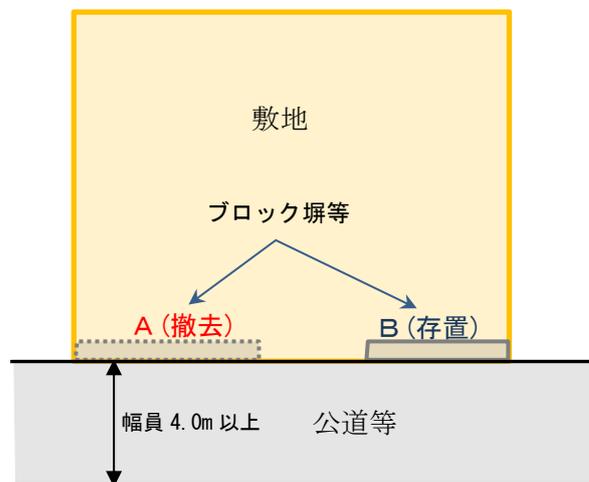
(1) A及びBを撤去する場合

⇒ ○ 補助対象

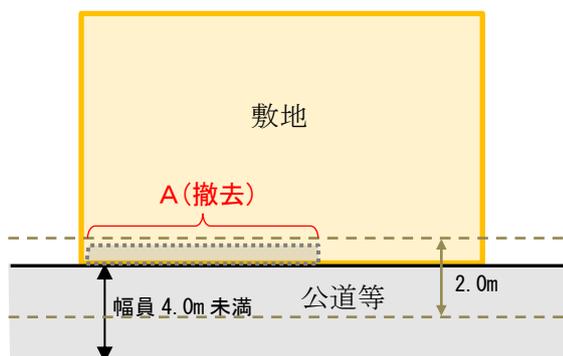


(2) Aのみを撤去し、Bを存置する場合

⇒ ✕ 補助対象外



(3) 狭あい道路に面するブロック塀等を撤去する場合

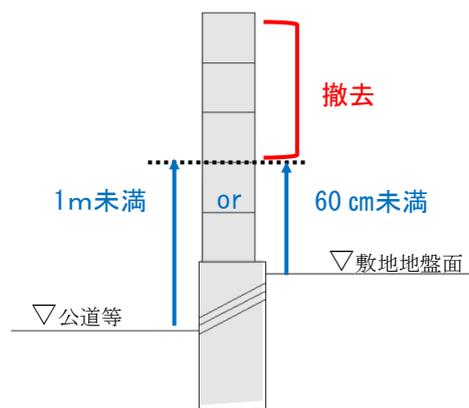


⇒ Aのブロック塀等をすべて撤去する場合は、補助の対象となります。

注：撤去後、フェンス等を設置する場合、道路中心線から2m後退した位置にフェンス等を設ける必要がありますのでご注意ください。

(4) ブロック塀等の撤去範囲

⇒ 補助対象のブロック塀等は、原則としてすべて撤去する必要があります。やむを得ず一部を残す場合は、道路より1m未満の高さにするか、敷地地盤面より60cm未満の高さにする必要があります。



5. お問い合わせ先

都市整備部 建築指導課 許可認定係

TEL：059-354-8183 FAX：059-354-8404

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号（庁舎4階）

電子メール：kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページ：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1538285221292/index.html>